

平成16年度 環境省関係税制改正について

1 地球温暖化対策及び大気環境保全対策の推進

(1)自動車の低公害化、低燃費化の促進

自動車税のグリーン化の適用期限を延長。

〔措置内容〕

軽課：平成16年度及び平成17年度に新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に、自動車税を以下のとおり軽減。

・低排出ガス（新 電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車、メタノール自動車	）+ 低燃費（基準5%かさ上げ）車、	：概ね50%軽減
・低排出ガス（新	）+ 低燃費（現行基準）車	：概ね25%軽減
・低排出ガス（新	）+ 低燃費（基準5%かさ上げ）車	：概ね25%軽減

新：排出ガスが平成17年基準値の1/4以下の自動車。

新：排出ガスが平成17年基準値の1/2以下の自動車。

低燃費車：改正省エネ法に基づく2010年（ディーゼル車は2005年）燃費基準達成車。

重課：平成16年度及び平成17年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く）について、その翌年度から自動車税を以下の通り重課。

・車齢11年超のディーゼル車	：概ね10%重課
・車齢13年超のガソリン車	：概ね10%重課

自動車NOx・PM法における対策地域内で窒素酸化物等の排出基準に適合しない自動車を廃車して基準適合車へ買替える場合の自動車取得税の税率の軽減措置を拡充(平成17年規制適合車について、対象に追加するとともに軽減率を引き上げ)。

〔措置内容〕

《平成17年規制適合車取得の場合》	
・ ガソリン(LPG車含む)バス・トラック等	: <u>税率を1.9%軽減</u>
・ ディーゼルバス・トラック等 (ガソリン・ディーゼルの乗用車は対象外)	: <u>税率を2.1%軽減</u>
《適用期間》	
・ 平成16年 4月1日～平成17年9月30日	: 上記の軽減率
・ 平成17年10月1日～平成19年9月30日	: 税率を1.5%軽減
・ 平成19年10月1日～平成21年3月31日	: 税率を1.2%軽減
《現行対象車両の取扱い》	
・ 対象車両	平成11,12,13,15,16年規制適合車
《適用期間》	
・ 平成15年4月1日～平成17年3月31日	: 1.9%軽減
・ 平成17年4月1日～平成17年9月30日	: 1.5%軽減

最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の税率の軽減措置を拡充(平成17年規制適合車(ディーゼル車のみ)について、対象に追加するとともに軽減率を引き上げ)。

〔措置内容〕

《平成17年規制適合車取得の場合》	
・ ディーゼル乗用車	: <u>税率を1.0%軽減</u>
・ ディーゼルバス・トラック等	: <u>税率を2.0%軽減</u>
(ガソリンの乗用車・バス・トラック等は対象外)	
《適用期間》	
・ 規制開始前まで	: 平成16年4月1日～平成17年9月30日
《現行対象車両の取扱い》	
平成15年規制適合車: ディーゼル中量トラック、ディーゼル重量トラック	
・ 規制開始前(平成14年 4月1日～平成15年9月30日)	: 税率を1.0%軽減
・ 規制開始後(平成15年10月1日～平成16年2月29日)	: 税率を0.1%軽減
平成16年規制適合車: 車両総重量12t超のディーゼルトラック・バス	
・ 規制開始前(平成15年 4月1日～平成16年9月30日)	: 税率を1.0%軽減

一定の排出ガス性能を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

〔措置内容〕

- ・ 低排出ガス（新 ） + 低燃費（基準5%かさ上げ）車 : 控除額 30万円
- ・ 低排出ガス（新 ） + 低燃費（基準5%かさ上げ）車 : 控除額 20万円
- ・ 低排出ガス（新 ） + 低燃費（現行基準）車 : 控除額 20万円

《適用期限》 2年間

- 新 : 排出ガスが平成17年基準値の1/4以下の自動車。
- 新 : 排出ガスが平成17年基準値の1/2以下の自動車。
- 低燃費車 : 改正省エネ法に基づく2010年（ディーゼル車は2005年）燃費基準達成車。

エネルギー需給構造改革投資促進税制における低公害車及び低公害車用燃料供給設備に係る特別償却制度又は税額控除措置の適用期限を延長及び拡充（対象設備に燃料電池自動車、水素ステーションを追加）。

〔措置内容〕

基準取得価額の7%相当額の税額控除、又は、普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却のいずれかを選択。

(2) その他地球温暖化対策の推進

住宅ローン減税制度（所得税）の適用期限を延長。

〔措置内容〕

平成16年度から平成20年度までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は次のとおり。

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高	適用年・控除率
平成16年	10年間	5,000万円以下の部分	・ 1年目から10年目まで 1%
平成17年	同上	4,000万円以下の部分	・ 1年目から8年目まで 1% ・ 9年目及び10年目 0.5%
平成18年	同上	3,000万円以下の部分	・ 1年目から7年目まで 1% ・ 8年目から10年目 0.5%
平成19年	同上	2,500万円以下の部分	・ 1年目から6年目まで 1% ・ 7年目から10年目 0.5%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	・ 1年目から6年目まで 1% ・ 7年目から10年目 0.5%

2 循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) リサイクル施設の整備推進

再商品化設備等に係る特別償却制度（所得税、法人税）の適用期限を延長。

〔措置内容〕

・特別償却率の割合

再生資源利用製品製造設備 : 初年度 14%

再商品化設備及び再資源化設備 : 初年度 23%

特定再生資源利用製品製造設備 : 初年度 23%

再生資源分別回収設備 : 初年度 14%

廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長及び拡充（建設汚泥再生処理装置を追加）

〔措置内容〕

・課税標準 当初3年間 3/4（一部の設備は、2/3）

(2) その他廃棄物対策の推進

改正廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設に係る事業所税（資産割）の課税標準の特例措置を拡充。

〔措置内容〕

・資産割の課税標準 : 3/4 控除

・適用期限 : 2年間

最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積み立て（維持管理積立金）について、積立金を損金又は必要経費に算入する制度（所得税、法人税）の適用期限を延長。

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

〔措置内容〕

P C B 処理施設、焼却溶融施設	課税標準 1 / 6
廃油・廃プラスチック類処理施設、一般廃棄物処理施設	課税標準 1 / 2
焼却施設、自動車等破砕物の処理施設、産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場のうち一定の要件を満たす優良更新、 、 以外の施設	課税標準 2 / 3 課税標準 1 / 3

広域臨海環境整備センターが産業廃棄物の処理等の業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を延長。

〔措置内容〕

特別土地保有税は現行課税停止となっているため、徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講じる。

「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づき特定周辺整備地区の指定を受けて整備される特定施設の用に供する土地等に係る特別土地保有税の適用期限を延長。

〔措置内容〕

特別土地保有税は現行課税停止となっているため、徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講じる。

「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に規定する特定施設（廃棄物海面処分場延命化施設）に係る事業所税（資産割）の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

〔措置内容〕

- ・資産割の課税標準 新設されたときから3年間 1 / 4 控除

3 生物多様性保全の総合的推進と自然との共生

野生鳥獣の保護・管理の推進

狩猟者登録税と入猟税を一本化した新たな目的税『狩猟税（仮称）』を新設するとともに、第一種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合の空気銃に係る『狩猟税（仮称）』の非課税措置を新設。

4 環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

公害防止対策の推進

以下の公害防止用設備に係る特別償却制度（所得税、法人税）の適用期限を延長。

- ・ダイオキシン類排出削減装置
- ・指定物質（ベンゼン、トリクロロエレン、テトラクロロエレン）回収設備

〔措置内容〕

- ・特別償却率の割合：初年度16%

以下の公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

〔措置内容〕

- ・窒素酸化物抑制施設 課税標準 1 / 2 (優良更新は 2 / 3)
- ・ばい煙処理施設 課税標準 1 / 6 (優良更新は 2 / 3)
- ・高煙突 課税標準 2 / 3
- ・指定物質の排出又は抑制に資する施設 課税標準 1 / 3
- ・ダイオキシン類排出削減装置 課税標準 1 / 6 (優良更新は 1 / 2)
- ・水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設 課税標準 1 / 6 (優良更新は 1 / 2)
- ・湖沼水質保全特別措置法の指定施設から生じる汚水の処理施設 課税標準 2 / 3
- ・水質汚濁防止法の有害物質により汚染された地下水を浄化する施設 課税標準 1 / 3
- ・土壌浄化施設の取得 課税標準 1 / 3

5 その他

その他

大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される中核的施設に係る特別土地保有税の非課税措置及び事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

〔措置内容〕

- ・特別土地保有税は現行課税停止となっているため、徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講じる。
- ・事業所税：資産割の課税標準 新設された日から5年間 1 / 3 控除。

独立行政法人環境再生保全機構が行う事業に係る優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得(所得税)に係る課税の特例措置の適用期限を延長。

〔措置内容〕

次のように税率を引き下げ、適用期限を5年間とする。

・譲渡益2,000万円以下の部分	: 14%	所得税 10% 住民税 4%
・譲渡益2,000万円超の部分	: 20%	所得税 15% 住民税 5%

6 検討事項

(1)地球温暖化対策税制についての検討

我が国の実情に合った温暖化対策税の具体的な制度の在り方を引き続き検討。

【与党「平成16年度税制改正大綱」より抜粋】

温暖化対策に関する税制については、他の経済的手法とともに、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮しながら、国民経済産業全般に与える影響等を十分考慮し、国民的議論を踏まえて、総合的に検討する。

(2)民間団体による環境保全活動の促進

公益の増進に著しく寄与する法人（特定公益増進法人）の範囲を拡大し、地球温暖化防止、循環型社会形成等についてすぐれた環境保全活動を行う者に対する助成金の支給又は環境保全に関する普及啓発を主たる目的とする公益法人の追加について引き続き検討。

【与党「平成16年度税制改正大綱」より抜粋】

公益法人制度については、現在、政府において、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指してその抜本的な見直しが検討されているところであり、新たな制度の骨格が明らかになった段階で、それに対応した税制上の措置について見直しを検討する。